

別表 1

品 名	員 数
バール	3 本
シャベル	1 本
のこぎり	3 丁
ジャッキ	2 台
かけや	1 本
ロープ	4 0 m
救急箱	1 箱
布担架	1 台

別表 2

イ 欄 (目 的)	ロ 欄 (対 策)
1. 飲料水の確保	(1) 飲料水を備蓄 (戸数×42L 以上) (全住戸に対し1日6L、7日分以上とすること) (各住戸分と合わせて確保する場合は、各住戸の備蓄量(日数)をアクションプランへ明記すること。(ただし、管理組合または所有者が3日分以上を用意すること。)) マンションに集会室がある場合は、災害時の一時的な避難を想定し、収容人数(集会室の床面積を2㎡で除して算出)の3日分を共用部の防災倉庫に備蓄すること。 (2) 小型造水機の設置 (ただし、有効な水源があること)
2. 食糧、食事の確保	(1) 煮炊き不要な食糧を備蓄 (全住戸に対し7日分以上とし、災害時における食事に配慮した多様な品目とすること) (各住戸分と合わせて確保する場合は、各住戸の備蓄量(日数)をアクションプランへ明記すること。(ただし、管理組合または所有者が3日分以上を用意すること。)) マンションに集会室がある場合は、災害時の一時的な避難を想定し、収容人数(集会室の床面積を2㎡で除して算出)の3日分を共用部の防災倉庫に備蓄すること。 (2) かまどベンチの設置、かまどベンチ用燃料、大型鍋、レードルの備蓄及び周囲に炊き出し等に供する空地の確保 (かまどベンチは200戸あたり1基(かまど2脚)以上とし、燃料の量は7日間炊き出しをするために必要な量以上とすること)
3. し尿処理	(1) マンホールトイレ用マンホール及びトイレキットを50戸当たり1基設置 (ただし、災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じていること) (2) 携帯トイレまたは簡易トイレの備蓄 (1戸につき1日あたり10個、7日分以上とし、備蓄場所は共用部防災倉庫、専用部防災倉庫、各住戸内いずれも可とする)

4. 生活用水の確保	(1) 防災井戸の設置 (2) 雨水貯留槽の設置 (戸数×112L 以上) (3) 貯湯式給湯器の設置
5. 一時避難場所の確保	(1) 災害後の避難生活に有効な 200m ² 以上のまとまった敷地内オープンスペース
6. 電力の確保	(1) 災害後に各住戸での生活に必要な 7 日分の電力供給を行える設備

別表 3

マンションの規模	選択する目的の数
11 階以上に住戸を有する高層マンション、又は住戸数が 200 戸未満のマンション	2 以上
11 階以上に住戸を有さない中低層マンション、かつ住戸数が 200 戸以上のマンション	3 以上

別表 4

イ 欄 (対 策)	ロ 欄 (仕 様)
1. 防災倉庫の確保	・高層住戸の住民の飲料水や食糧、災害時用ポータブルトイレ等を備蓄するための防災倉庫を 11 階以上の共用部又は専用部に設置し、高層階にとどまって生活するにあたり必要と考えられるものを備蓄すること ・11 階以上の住民が利用するにあたり、居住階から 5 階上がったフロア又は 5 階下ったフロアに一箇所以上設置すること ・当該防災倉庫の有効面積の合計は、11 階以上の戸数に 0.05m² を乗じて算出される面積以上、かつ 5 m² 以上であること ・防災倉庫には、マンション住民等に防災倉庫であることを周知できるよう、室名札等による表示を行うこと
2. 生活場所の確保	・高層住戸の住民の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置すること ・当該生活場所の有効面積の合計は、11 階以上の戸数に 4 m² を乗じて算出される面積の 2 分の 1 以上、かつ 50m² 以上であること ・生活場所と災害時の動線との区分が必要な場合はパーティション等を備蓄すること
3. 災害後も使用できるエレベーター仕様	・11 階以上の高層部に通ずる、一基以上のエレベーターについては、災害後の停電時等にも継続して (3 日間以上) 使用できる仕様のものとする
4. その他の対策	・防災セットの配付等、生活の確保等に関して対策を講じ、その内容を防災アクションプランに明記すること

別表 5

イ 欄 (目 的)	ロ 欄 (対 策)
1. 防災訓練	(1) 年に1回以上防災訓練を行う（消防訓練と兼ねることができる）。 (2) 防災に関する啓発活動を継続的に行う。
2. 地域連携	(1) 防災アクションプランの内容を地域防災リーダーと共有する (2) 津波避難ビルの指定（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項）を受ける。（対象12区(福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、住之江区、西成区、北区、都島区)に限る。各区役所と、事前協議及び管理組合設立後に再協議を行うこと。） (3) 水害時避難ビルの指定（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項）を受ける。（対象10区(中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区、東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区)に限る。各区役所と、事前協議及び管理組合設立後に再協議を行うこと。） (4) マンションに備蓄されている救出・救助資機材について区役所や地域防災リーダーと情報共有を行う。

別表 6

段階	防災上の目的
(1) 災害直後の安全確保	住戸内の安全 避難路の確保 エレベーター閉じ込め対策 安否の確認 救出・救助 身体へのケア
(2) 災害後の生活維持	飲料水の確保 食糧・食事の確保 し尿処理 生活用水の確保 一時避難場所の確保 生活場所の確保
(3) ライフライン復旧までの生活支援	災害時活動場所の確保 情報伝達手段 廃棄物の対応 日常用品の確保 夜間の照明
(4) 日常の自主防災活動	防災訓練 地域連携